令和4年度からのコミュニティ交通について

- 1. コミュニティ交通体系再編の手法及び目的・効果
 - ~「効果的」「効率的」で「持続可能」な公共交通体系構築に向けて

輸送種別(R3 年度)		再編の手法	再編の目的・効果
地区間	コミュニティ	①民間公共交通機関との役割分担	①民間公共交通機関への
輸送	バス	の明確化	利用転換
		→ 一部路線の必要性の見直し	→ 民間路線バス、鉄道
			の維持・利用促進
			②運行の効果、効率性の
			向上
地区内	予約乗合	①買物ワゴンの運営形態変更	①各地区の住民ニーズを
輸送	タクシー	→コミュニティ交通の一環とし	反映した多様な輸送手
		て本格導入(行政とまちづく	法の採用
	買物ワゴン	り協議会の協働による運営)	②地区内の生活利便施設
	(まちづくり	②地区ごとの運行計画立案	の維持(利用促進)
	協議会)	→ デマンド型運行(予約乗合タ	
		クシー) と定時定路線型運行	
		(買物ワゴン形式) の併用	

2. コミュニティ交通の役割(運行の趣旨)

- (1) 主に日中の買物や通院等、日常生活を維持・継続するための移動手段の確保 (年齢や利用目的等による制限は設けない。)
- (2) 民間公共交通機関の廃止に伴う代替移動手段の確保

3. コミュニティ交通において適用する運送事業の種類

「一般旅客乗合自動車運送事業」によるコミュニティ交通事業を実施する。 (民間のバス事業者、タクシー事業者を活用した輸送サービスの提供)